

## 新潟市障がい者向け住宅リフォーム助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 新潟市障がい者向け住宅リフォーム助成事業（以下「助成事業」という。）は、在宅の重度の障がい者がいる世帯に対し、その住宅を重度の障がい者の居住に適するよう改造するために必要な費用の一部又は全部を助成することにより、自立を助長するとともに、介護者の負担の軽減を図り、より快適で安全な生活に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 助成事業の実施主体は新潟市とし、事務の一部を公益社団法人新潟市シルバー人材センターに委託することができる。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度の障がい者 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの所持者
- (2) 収入要件が助成の対象となる世帯 世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯

### (助成対象とする世帯)

第4条 助成を受けることのできる者は、新潟市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する世帯の住宅の改造等を行うものとする。

- (1) 重度の障がい者のいる世帯で収入要件が助成の対象となる世帯
- (2) 前号の規定に準ずる世帯で、市長が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、助成しない。ただし、第7条第1号又は第2号に該当する場合は助成することができる。

- (1) 過去に、新潟市高齢者及び障害者向け住宅リフォーム助成を受けた世帯
- (2) 過去に、新潟市高齢者向け住宅リフォーム助成を受けた世帯

(3) 過去に、新潟市障がい者向け住宅リフォーム助成を受けた世帯

(助成の対象とする改造)

第5条 助成の対象とする住宅の改造は、次に掲げるすべての要件を満たしている改造とする。

(1) 重度の障がい者本人若しくはその家族の所有する住宅でかつ、重度の障がい者本人が現に居住する住宅又は工事完了後速やかに居住する見込みの住宅の改造。

ただし、上記の規定により改造しようとした住宅が、借家の場合には家主等の承諾を、公営住宅の場合にはその管理者の承諾を得た改造

(2) 玄関、廊下、階段、居室、浴室、トイレ、洗面所、台所、玄関先等重度の障がい者が利用する部分の改造であって、障がい者本人の障がいの種類を原因とする不便さを軽減する工事（市長が特に認めるものに限る。）であること。ただし、借家で共用となる部分は除く。

(助成額)

第6条 助成額は、前条の規定に該当した工事の改造に要した費用（以下「対象経費」とする。）に別表に定める世帯区分の助成率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）と別表に定める助成限度額とを比較して低い方の額とする。ただし、介護保険の住宅改修又は重度障がい者児日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具の給付が可能な場合は介護保険の住宅改修又は重度障がい者児日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具の給付を優先することとし、介護保険の住宅改修又は重度障がい者児日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具の給付を同時に受ける場合は、その支給額及び給付に係る自己負担額を対象経費から控除し助成率を乗じるものとする。

2 所得税非課税世帯とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第84条第1項に規定する扶養控除の算定について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1項の規定による改正前の所得税法の例により算定した所得税が非課税の世帯をいう。

(助成の回数)

第7条 助成は、1世帯につき1回とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつこの要綱の助成要件に該当する場合は、過去に助成を受けた世帯であっても、当該各号に掲げる理由に係る助成を、過去の助成額にかかわらず別表中に規定する助成限度額まで受けることができる。

(1) 重度の障がい者の心身状態の著しい変化により新たに改造が必要と認められる場合

(2) 過去にこの事業を利用し、住宅を改造している者が、本人の責めによらない理由でその住宅からの転居を余儀なくされた場合であって、移転補償等金銭の授受がない場合

(助成の申請)

第8条 重度の障がい者及びそれらの者と同一世帯に属する家族で助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障がい者向け住宅リフォーム助成申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類については借家の場合のみとし、第5号に掲げる書類については、公営住宅の場合のみとする。

(1) 住宅リフォーム工事見積書（別記様式第2号）

(2) 工事図面

(3) 工事箇所の施工前写真

(4) 住宅リフォーム工事承諾書（別記様式第3号）

(5) 公営住宅の管理者が公営住宅の改造を承諾した旨の通知書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類

(助成の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、助成の適否を決定して障がい者向け住宅リフォーム助成決定（却下）通知書（別記様式第4号）により申請者に

通知する。

(申請の変更)

第10条 第8条の申請をした者が、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ障がい者向けリフォーム助成申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 第9条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(身体状況等の調査)

第11条 市長は、第9条に規定する審査のため必要と認める場合、重度の障がい者の身体状況、家屋状況等必要な事項を調査することができるものとする。

(工事中止等)

第12条 申請者の都合により、助成の対象とした住宅改造等を中止したときは、速やかに障がい者向け住宅リフォーム助成申請取下げ書(別記様式第5号)を市長へ提出しなければならない。

(完了届及び助成金の請求)

第13条 申請者は、住宅改造等が完了したときは、速やかに工事箇所の施工後写真を添付した障がい者向け住宅リフォーム完了届(別記様式第6号)により市長へ報告するとともに、障がい者向け住宅リフォーム助成金請求書(別記様式第7号)により助成金を請求するものとする。なお、助成金の受領について事業者に委任する場合は委任状(別記様式第8号)を市長へ提出しなければならない。

(検査)

第14条 市長は、前条の完了届の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。ただし、第13条の完了届等により工事内容が明らかに確認できる場合は書類による検査を行うことができる。

(助成金の支給)

第15条 市長は、前条の検査により、助成の対象とした改造内容を確認後、助成金を支

給する。

(決定の取消し及び助成金の返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消し、又は既に支給した助成金を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の請求若しくは受領に関し不正の行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(重度の障がい者が死亡した場合の助成金の交付)

第17条 重度の障がい者が改造等工事完了前に死亡した場合は、第6条に規定する額の範囲内で市長が必要と認める額を支給することができるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この助成事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(生活保護受給世帯に関する特例)

2 平成25年7月31日において現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

3 平成26年3月31日において現に生活保護受給世帯であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により

算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

4 平成27年3月31日において現に生活保護受給世帯であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

5 平成30年9月30日において現に生活保護受給世帯であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

6 令和元年9月30日において現に生活保護受給世帯であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

7 令和2年9月30日において現に生活保護受給世帯であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護受給世帯であった世帯に係る別表の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、当該世帯を生活保護受給世帯とみなす。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。ただし、改正後の第6条第2項の規定は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の新潟市障がい者向け住宅リフォーム助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第7条第1号の規定による第1回目の助成申請を行った世帯であって、同号の規定による助成限度額に達しなかった世帯は、改正後の新潟市障がい者向け住宅リフォーム助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第7条の規定にかかわらず、施行日から平成31年3月31日までの間に限り、旧要綱第7条第1号の規定の例により助成の申請をすることができる。
- 3 新要綱の規定は、施行日以後に助成の申請をした住宅リフォーム助成について適用し、同日前に助成の申請をした住宅リフォーム助成については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧要綱の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条・第7条関係）

世帯区分	助成率	助成限度額	
		介護保険が適用される者及び重度障がい者児日常生活用具給付事業の、居宅生活動作補助用具給付対象者に該当する者（給付・未給付を問わない）	左記以外の者
生活保護世帯	100%	50万円	70万円
所得税非課税世帯	75%	37.5万円	52.5万円
所得税課税世帯	50%	25万円	35万円

# 障がい者向け住宅リフォーム助成申請書

(宛先)  
新潟市長

年 月 日

申請者	住所	〒新潟市		
	ふりがな氏名		対象者との続柄	
	電話	-		
	勤務先	会社名 Tel( )	-	(内線 )

(申請者本人が自署する場合押印不要です)

下記のとおり，障がい者向け住宅リフォーム助成金の支給を申請します。  
 なお，この助成申請決定のため，私の世帯の住民登録資料及び税務資料その他について各関係機関に調査，照会，閲覧することを承諾します。

## 記

対象者	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	年齢	歳
	身体状況	障害者手帳要介護度等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> )	障害	級	
改造の必要な理由及び住宅改造の内容						
住宅状況	所有者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族(続柄 氏名 ) <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 公営住宅					
家族状況	対象者との続柄	氏名	生年月日	個人番号	※市確認欄	
	本人		年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

それぞれ本人が自署する場合押印不要です。

(注1) ※市確認欄は記入しないでください。

[過去の住宅リフォーム助成の状況]

無 ・ 有 ( 年 月 )
---------------

[資金計画]

計 画	※
自己資金	
本助成金	
住宅改修費の併用	
その他 ( )	

[リフォーム工事予定業者]

氏名または名称	
住所または所在地	
連絡先	担当 Tel( ) - 内線

(注2) ※欄は該当するものすべてに○印を記入してください。

障がい者向け住宅リフォーム工事見積書

年 月 日

見 積 者	住 所（所在地）	〒		
	氏 名（名称 および代表者）	印		
	電 話 番 号	（ ）		内線
		担当者名		

下記のとおり見積ります。

申請者	住 所	〒 新潟市		
	ふりがな 氏 名			

見 積 額								円
-------	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 上記は、諸経費、消費税を含んだ額。

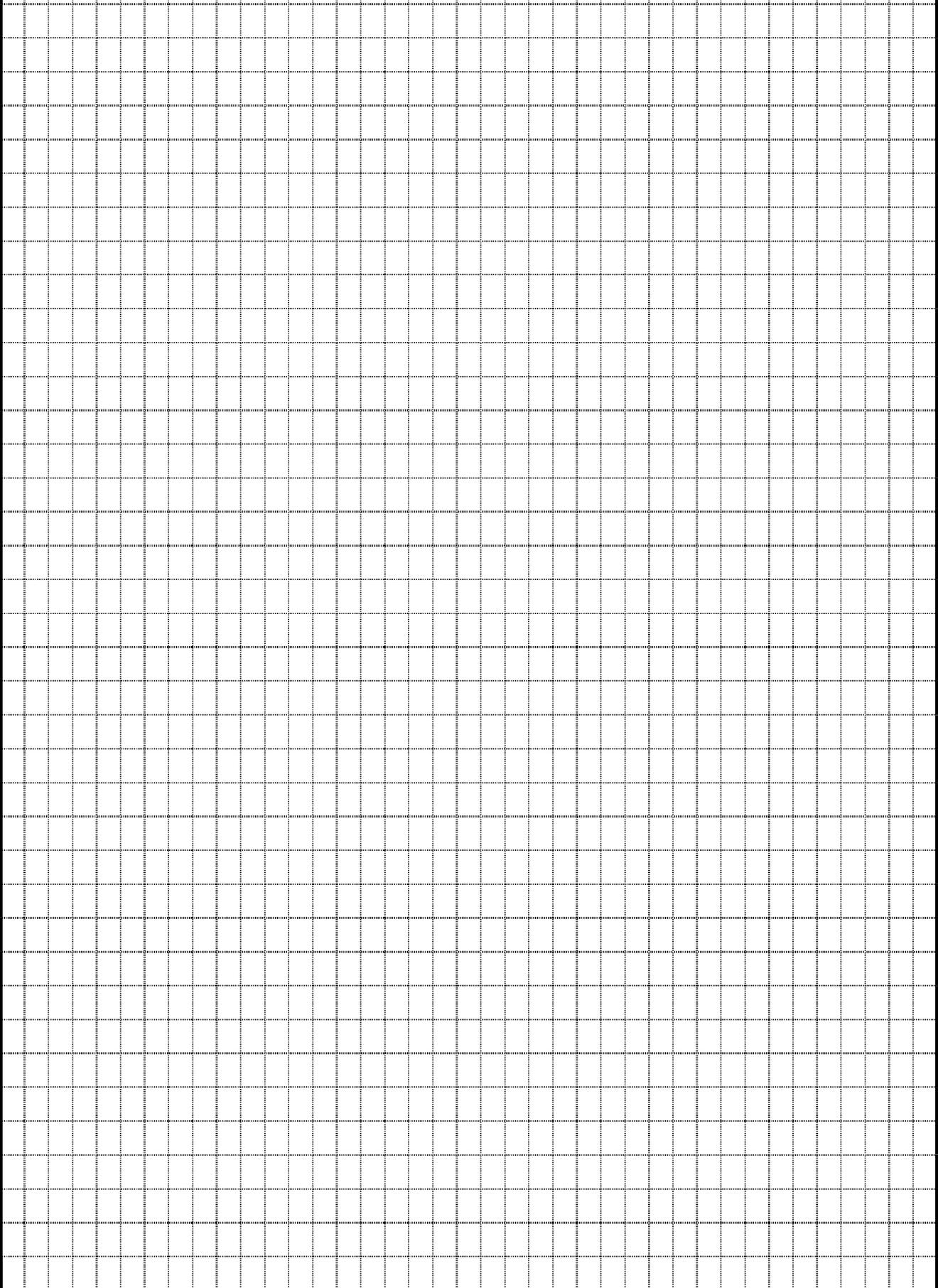
添付書類

- 1 明細書
- 2 住宅改造等の内容（改造箇所の施工前写真を含む）



2. 住宅リフォームの内容（別記様式第2号（第8条関係）の添付書類（施工前写真添付））

(リフォーム箇所は朱書き)

A large grid of graph paper, approximately 30 columns wide and 30 rows high, intended for recording renovation details. The grid is composed of small squares and is enclosed in a thick black border. The text "(リフォーム箇所は朱書き)" is written in the top-left corner of the grid area.

**明細記載例** ※材工一式等の表示は避け、可能な限り明確にご記入ください。

部屋名	部分	名称	内容・仕様	数量	単価	金額	備考
1階トイレ	撤去	既存壁及び和式便器, 床		1 式		〇〇〇〇	
	内装・壁	下地補強・仕上げ	PB12mm, クロス	〇 m <sup>2</sup>	〇〇〇	〇〇〇〇	
	内装・床	C F 貼り	合板t=12 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> , 下地共	〇 m <sup>2</sup>	〇〇〇	〇〇〇〇	
	便器	洋式便器(暖房便座付き)	〇〇製 AB-cd0	1	〇〇〇	〇〇〇〇	
		便器取付工賃		1 式		〇〇〇〇	
	給排水工事	配管等		〇 m	〇〇〇	〇〇〇〇	
	手すり	手すり	木製(金具SUS)	〇 本	〇〇〇	〇〇〇〇	
		取付工賃		〇	〇〇〇	〇〇〇〇	
		1階トイレ計				〇〇〇〇	
1階居室	撤去	既存壁・床撤去		1 式		〇〇〇〇	
	床	フローリング張り	13 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> , 下地, 巾木共	〇 m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇〇〇	
	壁	仕上げ	PB12mm, クロス	〇 m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇〇〇	
		1階居室計				〇〇〇〇	
		小計				〇〇〇〇	
		諸経費				〇〇〇〇	
		合計				〇〇〇〇	
		消費税				〇〇〇〇	
		総合計				〇〇〇〇	

## 住宅リフォーム工事承諾書

年 月 日

（宛 先）新潟市長

賃貸人（甲）住所 \_\_\_\_\_  
電話 ( ) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

賃借人（乙）住所 \_\_\_\_\_  
電話 ( ) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

甲は乙が現在居住している又は工事完了後すみやかに居住する見込みの下記物件について、新潟市障がい者向け住宅リフォーム助成実施要綱の規定に基づく次の住宅改造につき承諾します。

また、下記工事实施中及び実施後に甲乙の間に問題（原状復帰等）が生じたときは甲乙共に誠意を持って解決するものとし、新潟市に一切の責任を問いません。

対象物件住所	新潟市
工事の内容	①工事箇所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ②改造の内容



障がい者向け住宅リフォーム  
助成申請取下げ書

年 月 日

(宛先)  
新潟市長

〒  
申請者 住所

氏名

対象者氏名

年 月 日付新 第 号により助成決定を受けましたが、下記理由により  
工事を中止しましたので 年 月 日に提出した申請書を取下げます。

記

取 下 げ 理 由	
-----------------------	--

別記様式第6号（第13条関係）

## 障がい者向け住宅リフォーム完了届

年 月 日

(宛先)  
新潟市長

申請者	住所	〒 新潟市
	氏名	

年 月 日付 新障第 号にて決定通知のありました「障がい者向け住宅リフォーム助成」の対象工事が完了しましたので工事箇所の施工後写真を添付して報告します。

別記様式第7号（第13条関係）

## 障がい者向け住宅リフォーム助成金請求書

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

年度 障がい者向け住宅リフォームに要する費用として、上記の金額を請求します。

年 月 日

(宛 先)  
新潟市長

請求者 (住 所) 〒  
新潟市

(ふりがな)  
(氏 名)

取扱金融機関

銀行

本店  
支店

口座番号 当座・普通 NO.

## 委任状

(宛先)

新潟市長

障がい者向け住宅リフォーム助成金受領について、その権限を下記の事業者  
に委任します。

工事見積額	円
助成決定額	円

年 月 日

委任者（請求者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

受任者（リフォームを行った事業者）

債権者コード \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

支払希望（口座振替）先

振込指定金融機関	銀行・信組 金庫・農協		支店 出張所
種 別	普通	・	当座
口座番号			
(フリガナ) 口座名義人			